

第 1 回 臨 時 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和4年3月28日(月)午前11時57分
2. 招集場所 七飯町文化センター201会議室
3. 出席者
委 員 山 川 俊 郎
委 員 加 屋 本 旬
委 員 菅 沼 由 美
委 員 信 夫 恵 美 子
4. 事務局
教 育 長 與 田 敏 樹
教 育 次 長 兼
学校給食センター長 扇 田 誠
学校 教育 課 長 倍 楼 司
生涯 教育 課 長 竹 内 圭 介
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 川 崎 元
学校 教育 課 庶 務 係 長 三 浦 啓 輔
5. 附議事件
議案第10号 令和4年度七飯町教育費補正予算に係る専決処理について
議案第11号 七飯町教員住宅管理規則の一部改正について
議案第12号 七飯町図書室設置及び利用要綱の制定について
議案第13号 七飯町学校教育指導主事の任用について
議案第14号 七飯町教育支援センター教育支援指導員の任用について
議案第15号 生涯学習推進アドバイザーの任用について
議案第16号 七飯町社会教育委員の委嘱について
議案第17号 公民館館長の任命について
議案第18号 公民館・多目的会館管理人の委嘱について
議案第19号 七飯町スポーツ推進委員の委嘱について
議案第20号 七飯町教育委員会事務局組織規則の一部改正について
7. その他
8. 承認事項 議案は原案通り承認された。
9. 傍聴人等 なし
10. 閉 会 午後 0時22分
11. 会議の概要 会議の概要は別紙のとおりである。
12. 署 名 教育長 與田 敏樹

委 員 山 川 俊 郎

調整者 三浦 啓輔

別紙

- 與田教育長 : お疲れさまです。ただいまから令和4年第1回臨時七飯町教育委員会議を開催をいたします。
本日の会議録署名員は、山川委員にお願いをいたします。
では、さっそく附議事件に入らせていただきます。
議案第10号令和4年度七飯町教育費補正予算に係る専決処理について事務局よりお願いします。
- 生涯教育課長 : それでは、提案説明を申し上げます。令和4年度教育費補正予算を別紙のとおり町長に提出することについて、教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委嘱する規則第2条第2項の規定に基づき専決処理したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。
それでは、2ページを御覧ください。
このたびの補正は、令和4年度においても、引き続き感染症対策を進めるために行われる新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業の追加補正でございます。
10款教育費4項3目社会教育施設振興費は、社会教育施設（臨時交付金事業）として、社会教育施設における感染症対策として必要な環境整備を行うため、需用費で図書施設用の感染対策として社会教育施設感染対策消耗品費に14万円を追加、備品購入費で換気用扇風機等の購入費として、社会教育施設感染症対策備品購入費187万2,000円を追加し、事業合計で201万2,000円の追加でございます。
提案説明は以上でございます。御承認賜りますようよろしくお願いたします。
- 與田教育長 : ただいま議案第10号令和4年度七飯町教育費補正予算に係る専決処理について提案説明させていただきました。
質問、御意見等あれば賜りたいと思いますが、いかがでございますか。よろしいですか。
- 全員 : (はい)
- 與田教育長 : ありがとうございます。では、議案第10号令和4年度七飯町教育費補正予算に係る専決処理については、提案のとおり承認賜ったものとさせていただきます。
続きまして、議案第11号七飯町教員住宅管理規則の一部改正について事務局よりお願いたします。
- 学校教育課長 : 議案第11号七飯町教員住宅管理規則の一部改正について御説明いたします。
七飯町教員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定することについて、議決を求めるものでございます。
それでは、提案関係資料、資料1の七飯町教員住宅管理規則の一部を改正する規則の概要を御覧いただきたいと思ひます。次ページの新旧対照表と併せて御覧いただきたいと思ひます。
まず、1の改正理由でございます。本規則は、町が教職員を居住させるために設置した教員住宅の管理に関して定めているものでございますが、教員住宅の老朽化等に伴い、教職員を今後居住させる見込みのない教員住宅の項目を削除し、新たに令和4年度から借上げを予定している峠下小学校校長用の住宅の項目を追加するものでございます。
2の廃止等の内容でございます。現在管理している教員住宅のうち、大沼地区の1棟(A-7)と軍川地区2棟(C-1、C-2)、峠下地区の1棟(E-5)、本町地区の2棟(F-10、F-14)、大中山地区の1棟(I-13)

については、今後教職員が居住する見込みがないことから項目を削除、本町地区の1棟（F-17）、大中山地区の1棟（I-14）については、借り上げ住宅の解約に伴い項目を削除し、新たに峠下地区の借り上げ住宅1棟（E-7）の項目を追加するものでございます。これに伴い、今後は教員住宅として管理する住宅はB-1と2の大沼岳陽学校の教員住宅、D-3、4は旧東大沼小学校の教員住宅ですが、大沼岳陽学校の教員住宅として活用してございます。E-7については、峠下小学校で借り上げする教員住宅、G-1、2は藤城小学校の教員住宅となりまして、合計7戸ということでございます。

3の施行期日についてでございます。この規則は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。

與田教育長 : ただいま議案第11号七飯町教員住宅管理規則の一部改正について提案説明させていただきました。質問、御意見等あれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

山川委員。

山川委員 : これらの住宅は、この後どのように使われるなり処分をされたりするのですか。

学校教育課長 : 廃止する教員住宅については、教育委員会では必要ないものでございますので、例えば大沼小学校のところの教員住宅については、大沼小学校の利活用に併せて検討するだとかということになると思います。また、こちらの大中山中学校等にも教員住宅等ありますけれども、そこについては町長部局の財産管理のほうに財産を移管して考えてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

山川委員 : なるほど。

與田教育長 : ほかにございますか。よろしいですか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。それでは、議案第11号七飯町教員住宅管理規則の一部改正については、提案のとおり承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第12号七飯町図書室設置及び利用要綱の制定についてを事務局よりお願いいたします。

生涯教育課長 : それでは、議案第12号七飯町図書室設置及び利用要綱の制定について提案説明を申し上げます。

七飯町図書室設置及び利用要綱を次のとおり制定することについて、議決を求めるものでございます。主な制定内容につきましては、別添の資料で御説明いたしますので、資料2の七飯町図書室設置及び利用要綱の概要のほうを御覧ください。

1の制定理由でございますが、現在、七飯町地域センター内にある七飯町図書室は、旧中央公民館、元の七飯町地域福祉センターの図書室として設置されておりましたけれども、平成7年度に七飯町文化センターが完成し、公民館機能がここ、文化センターに移って以降、現在の図書室の設置に関して法令上の整備がなされていないということから、設置及びその利用に関して新たに要綱を制定するものでございます。

次に、2の制定内容でございますが、主な内容としましては、図書室の設置、業務、休室日、利用時間のほか、図書の貸出しや図書室の利用に関し必要な事項を定めるものでございます。

3の施行期日として、この要綱は令和4年4月1日から施行するものでございます。

提案説明は、以上でございます。

- 與田教育長 : では、議案第12号七飯町図書室設置及び利用要綱の制定について提案説明いたしました。御意見、御質問等、ございませんでしょうか。よろしいですか。
- 全員 : (はい)
- 與田教育長 : ありがとうございます。では、議案第12号七飯町図書室設置及び利用要綱の制定については、提案のとおり承認賜ったものとさせていただきます。
では、続きまして議案第13号七飯町学校教育指導主事の任用についてを事務局よりお願いいたします。
- 学校教育課長 : 議案第13号七飯町学校教育指導主事の任用について提案説明申し上げます。七飯町学校教育指導主事の設置に関する規則第5条の規定により、下記の者を学校教育指導主事に任用したいので、議決を求めるものでございます。

【人事案件につき、会議録省略】

- 與田教育長 : では、議案第13号七飯町学校教育指導主事の任用について提案説明していただきました。人事案件ですので、特段、質問、意見等はないと思いますが、よろしゅうございますか。
- 全員 : (はい)
- 與田教育長 : ありがとうございます。それでは、議案第13号七飯町学校教育指導主事の任用については、提案のとおり御承認賜ったものとさせていただきます。
続きまして、議案第14号七飯町教育支援センター教育支援指導員の任用について、事務局よりお願いいたします。
- 学校教育課長 : 議案第14号七飯町教育支援センター教育支援指導員の任用について提案説明申し上げます。
七飯町教育支援センター設置要綱第10条第2項の規定により、下記の者を七飯町教育支援センター教育支援指導員に任用したいので、議決を求めるものでございます。

【人事案件につき、会議録省略】

- 與田教育長 : では、議案第14号七飯町教育支援センター教育支援指導員の任用について提案説明をいたしました。これについても人事案件でございますので、特段、質問、御意見ないと思いますが、よろしゅうございますか。
- 全員 : (はい)
- 與田教育長 : ありがとうございます。では、議案第14号七飯町教育支援センター教育支援指導員の任用については、提案のとおり承認賜ったものといたします。
続きまして、議案第15号生涯学習推進アドバイザーの任用について事務局よりお願いいたします。
- 生涯教育課長 : それでは、議案第15号生涯学習推進アドバイザーの任用について提案説明を申し上げます。
生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則第4条の規定により、下記の者を生涯学習推進アドバイザーに任用したいので、議決を求めるものでございます。

【人事案件につき、会議録省略】

- 與田教育長 : ありがとうございます。では、議案第15号生涯学習推進アドバイザーの任用については、提案のとおり承認賜ったものとさせていただきます。
続きまして、議案第16号七飯町社会教育委員の委嘱について事務局より願

いたします。

生涯教育課長 : それでは、議案第16号七飯町社会教育委員の委嘱について提案説明を申し上げます。
七飯町社会教育委員の定数及び任期等に関する条例第1条第2項の規定により、下記の者を七飯町社会教育委員として委嘱したいので、議決を求めるものでございます。

【人事案件につき、会議録省略】

與田教育長 : では、議案第16号七飯町社会教育委員の委嘱について提案説明を申し上げます。これについてもよろしゅうございますか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。では、議案第16号七飯町社会教育委員の委嘱について、提案説明のとおり承認賜ったものとさせていただきます。
続きまして、議案第17号公民館館長の任命についてを事務局よりお願いいたします。

生涯教育課長 : それでは、議案第17号公民館館長の任命について提案説明を申し上げます。社会教育法27条、第28条及び公民館の設置及び運営に関する基準第8条の規定により、下記の者を公民館館長に任命したいので、議決を求めるものでございます。

【人事案件につき、会議録省略】

與田教育長 : 議案第17号公民館館長の任命について提案説明いたしました。御質問、御意見等ございますか。

全員 : (なし)

與田教育長 : ありがとうございます。では、議案第17号公民館館長の任命については、提案のとおり承認賜ったものとさせていただきます。
では、続きまして議案第18号公民館・多目的会館管理人の委嘱について事務局よりお願いいたします。

生涯教育課長 : それでは、議案第18号公民館・多目的会館管理人の委嘱について提案説明を申し上げます。
公民館・多目的会館管理人の委嘱に関する基準に基づき、下記の者を管理人として委嘱したいので、議決を求めるものでございます。

【人事案件につき、会議録省略】

與田教育長 : 議案第18号公民館・多目的会館管理人の委嘱について提案説明を申し上げます。全員再任でございます。特段、質問、御意見等ないということによろしゅうございますか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。では、議案第18号公民館・多目的会館管理人の委嘱については、提案のとおり承認賜ったものとさせていただきます。
続きまして、議案第19号七飯町スポーツ推進委員の委嘱について事務局よりお願いいたします。

スポーツ振興課長 : それでは、議案第19号七飯町スポーツ推進委員の委嘱について御説明申し上げます。

七飯町スポーツ推進委員設置規則第3条の規定によりまして、下記の方々12名をスポーツ推進委員として委嘱したく、議決を求めるものでございます。

【人事案件につき、会議録省略】

與田教育長 : それでは、議案第19号七飯町スポーツ推進委員の委嘱について提案説明申し上げました。全員、再任でございます。質問、意見等はないということによろしいでしょうか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。議案第19号七飯町スポーツ推進委員の委嘱については、提案のとおり承認賜ったものとさせていただきます。続きまして、議案第20号七飯町教育委員会事務局組織規則の一部改正について事務局より提案説明をお願いいたします。

学校教育課長 : 議案第20号七飯町教育委員会事務局組織規則の一部改正について御説明申し上げます。
七飯町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定することについて議決を求めるものでございます。それでは、議案関係資料、資料3の七飯町教育委員会事務局組織規則の一部改正の概要を御覧いただきたいと思っております。

1の改正の理由でございます。現在、組織機構において、係の業務が多大になるなど、これらの課題・懸案事項等に対応するため、担当係長を置くことができるよう七飯町教育委員会事務局組織規則の一部を改正するものでございます。

なお、この組織機構の見直しについては、町長部局においても同様の改正をするものでございます。また、現在、教育委員会生涯教育課社会教育係の中に社会教育係長のほかコモン事務担当係長がいるということでございます。

2の改正内容でございます。新旧対照表を添付してございますので、併せて御覧いただきたいと思っております。規則の第4章職制の中に担当係長の職を新たに加える改正を行うものでございまして、第9条の次に、第9条の2は担当係長とし、「課又は係に担当係長を置くことができる。」、「第2項、担当係長は上司の命を受け、係の主管に属する特定の事務(課長が別に定めるものに限る。)に従事するとともに、関係事務を整理する。」を追加いたします。

概要に戻っていただきまして、3の施行期日として、この規則は令和4年4月1日から施行するものといたします。

提案説明は、以上でございます。

與田教育長 : 議案第20号教育委員会事務局組織規則の一部改正について提案説明いたしました。質問、御意見等ございますでしょうか。

山川委員。

山川委員 : 要するに、これは必要に応じて設けるといこと、柔軟に対応できるということなのですか。

学校教育課長 : そのとおりでございます。

與田教育長 : よろしいですか。ほかにもございますか。

全員 : (なし)

與田教育長 : ないものですので、議案第20号七飯町教育委員会事務局組織規則の一部改正については、提案のとおり承認賜ったものとさせていただきます。

以上をもちまして、令和4年第1回臨時七飯町教育委員会会議の議案については、全て終了いたしました。これをもって、第1回臨時七飯町教育委員会会議

については閉会をいたします。
お疲れさまでした。